特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	生活保護事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
草加市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
草加市長

公表日
令和6年5月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	●事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④医療扶助のオンライン資格確認に係る事務（主な事務は次のとおり） ・生活保護システム（ふれあい）から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務等（社会保険診療報酬支払基金に委託） ⑤生活保護費の給付に係る公金受取口座の活用事務
③システムの名称	生活保護システム（ふれあい）、生活保護等版レセプト管理クラウドシステム、番号管理連携システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等、オンライン請求システム、オンライン資格確認等システム

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の15の項 ・第9条第1項後段（個人番号利用事務委託） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～10号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第二欄（事務）に「生活保護法による保護の決定」とある項（26の項） 　第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第二欄（事務）に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給」とある項（148の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 福祉部生活支援課又は総務部庶務課 【生活支援課】048-922-1245 【庶務課】048-922-0954

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 福祉部生活支援課 048-922-1245

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	Ⅰ ５. ②所属長	福祉課長　太田　義雄	福祉課長　斉藤　和見	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ １. ③システムの名称	生活保護システム(ふれあい)	生活保護システム(ふれあい)、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅰ ５. ②所属長	福祉課長　斉藤　和見	福祉課長　平島　弥生	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅱ １. 対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ ２. 取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年10月5日	Ⅰ ３. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～7号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～8号	事後	根拠規定見直しによる修正
平成28年10月5日	Ⅰ ４. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項）	事後	根拠規定見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅰ ５. ①部署	健康福祉部福祉課	健康福祉部生活支援課	事後	課名変更による修正
平成30年2月5日	Ⅰ ５. ②所属長	福祉課長　平島　弥生	生活支援課長　横川　竜也	事後	人事異動による修正
平成30年2月5日	Ⅰ ７. 請求先	健康福祉部福祉課	健康福祉部生活支援課	事後	課名変更による修正
平成30年2月5日	Ⅰ ８. 連絡先	健康福祉部福祉課	健康福祉部生活支援課	事後	課名変更による修正
平成30年2月5日	Ⅱ １. 対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ ２. 取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ ５. ②所属長の役職名	生活支援課長　横川　竜也	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年6月8日	Ⅰ １. ②事務の概要	②生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務	②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務	事後	生活保護法の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月8日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～8号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～9号	事後	根拠規定見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年8月31日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項）	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項）	事後	根拠規定見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ　1. 対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ　2. 取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項）	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 1. 対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項）	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ 7. 請求先	〒340－8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 草加市健康福祉部生活支援課 電話：048－922－0151（代表）	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部生活支援課又は総務部庶務課 【生活支援課】048-922-1245 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	Ⅰ 8. 連絡先	〒340－8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 草加市健康福祉部生活支援課 電話：048－922－0151（代表）	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部生活支援課 048-922-1245	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月9日	Ⅰ 1. ②事務の概要	●事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	●事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ④医療扶助のオンライン資格確認に係る事務（主な事務は次のとおり） ・生活保護システム（ふれあい）から医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務等（社会保険診療報酬支払基金に委託） ⑤生活保護費の給付に係る公金受取口座の活用事務	事前	・医療扶助のオンライン資格導入に伴う修正 ・生活保護費支給に係る公金口座活用に伴う修正
令和5年6月9日	Ⅰ 1. ③システムの名称	生活保護システム（ふれあい）、番号管理連携システム、中間サーバー	生活保護システム（ふれあい）、生活保護等版レセプト管理クラウドシステム、番号管理連携システム、 中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等、オンライン請求システム、オンライン資格確認等システム	事前	医療扶助のオンライン資格導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月9日	Ⅰ ３. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の15の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～9号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の15の項 ・第9条第1項後段（個人番号利用事務委託） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第15条第1～10号	事前	医療扶助のオンライン資格導入に伴う修正
令和5年6月9日	Ⅱ １. 対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事前	計数時点見直しによる修正
令和5年6月9日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事前	計数時点見直しによる修正
令和6年2月26日	Ⅰ １. ②事務の概要	（省略） ②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 （省略）	（省略） ②生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務 （省略）	事前	根拠規定見直しによる修正
令和6年2月26日	Ⅰ　４. ②法令上の根拠	（省略） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第二欄（事務）に「生活保護法による保護の決定」とある項（26の項） （省略）	（省略） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第二欄（事務）に「生活保護法による保護の決定」とある項（26の項） 　第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第二欄（事務）に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給」とある項（148の項） （省略）	事前	根拠規定見直しによる修正
令和6年2月26日	Ⅱ １. 対象人数	令和5年6月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月26日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年6月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅰ 5. ①部署名	健康福祉部生活支援課	福祉部生活支援課	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部生活支援課又は総務部庶務課 【生活支援課】048-922-1245 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 福祉部生活支援課又は総務部庶務課 【生活支援課】048-922-1245 【庶務課】048-922-0954	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部生活支援課 048-922-1245	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 福祉部生活支援課 048-922-1245	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅱ 1. 対象人数	令和6年2月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和6年2月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正